

個人情報開示請求における本人確認書類等について

請求者区分	請求方法	請求者本人確認書類	その他添付書類 1	その他添付書類 2	その他添付書類 3
本人	窓口	・運転免許証 ・個人番号カード 等			
	郵送	上記本人確認書類の複写物	・請求者本人の住民票の写し (※30日以内作成の原本)		
本人 (=故人の遺族等)	窓口	・運転免許証 ・個人番号カード 等	【遺族等を証明するもの】 ・戸籍謄本、戸籍抄本等 (※いずれも30日以内作成の原本)		
	郵送	上記本人確認書類の複写物	【遺族等を証明するもの】 ・戸籍謄本、戸籍抄本等 (※いずれも30日以内作成の原本)	・請求者本人の住民票の写し (30日以内作成の原本)	
法定代理人	窓口	・運転免許証 ・個人番号カード 等	【法定代理人の資格を証明するもの】 ・戸籍謄本、戸籍抄本 ・成年後見登記の登記事項証明 (※いずれも30日以内作成の原本)		
	郵送	上記本人確認書類の複写物	【法定代理人の資格を証明するもの】 ・戸籍謄本、戸籍抄本 ・成年後見登記の登記事項証明 (※いずれも30日以内作成の原本)	・請求者本人の住民票の写し (30日以内作成の原本)	
任意代理人	窓口	・運転免許証 ・個人番号カード 等	【任意代理人の資格を証明するもの】 ・委任状 (※委任者の押印が必要。)	【委任者の本人確認書類】 ・委任者の運転免許証または個人番号カード等の写し ※委任状に実印の押印があり印鑑登録証明が添付されていれば不要 (印鑑登録証明は30日以内作成の原本)	
	郵送	上記本人確認書類の複写物	【任意代理人の資格を証明するもの】 ・委任状 (※委任者の押印が必要。)	【委任者の本人確認書類】 ・委任者の運転免許証または個人番号カード等の写し ※委任状に実印の押印があり印鑑登録証明が添付されていれば不要 (印鑑登録証明は30日以内作成の原本)	・請求者本人の住民票の写し (30日以内作成の原本)